

東京都行政書士会補助者規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都行政書士会（以下「本会」という。）会則第26条の規定に基づき会員（本会会則第12条第2項第2号及び第3号の会員を除く。以下同様とする。）が置く補助者について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「補助者」とは、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第19条の3に定める「使用人その他の従業者」のうち、行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第5条（第12条の3により準用される場合を含む。）に定める者であって、会員が法第1条の2及び第1条の3に規定する業務及び他法令等に基づく行政書士業務を行うにあたり、当該会員の指揮命令及び監督を受けて、当該業務に関する事務を補助する事務（以下「補助者事務」という。）に従事する者をいう。

(補助者の設置)

第3条 会員は、法第1条の2及び第1条の3に規定する業務及び他法令等に基づく行政書士業務を行うために必要がある場合に限り、補助者を置くことができる。

(不適格事由)

第4条 会員は、次の各号のいずれかに該当する者を補助者としてはならない。

- 一 法第2条の2各号のいずれかに該当する者
- 二 行政書士又は行政書士法人から懲戒解雇され、その日から3年を経過していない者
- 三 住所又は居所が勤務を要する会員の事務所の所在地から著しく遠距離にあり、通勤に概ね2時間以上を要する者（通勤確認のできる資料を提出した者を除く）
- 四 日本国籍を有しない者にあつては、補助者事務に従事することができる在留資格等を有しない者

- 五 現に行政書士として登録されている者
- 六 反社会的勢力と密接な関係性を有する者
- 七 行政書士又は行政書士法人の補助者としての誠実な業務遂行が阻害されるおそれのある者

(会員の責務)

第5条 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせる場合には、会員の責任において指揮命令及び監督をしなければならず、業務に関し補助者任せにする等の行為をしてはならない。

- 2 会員は、補助者を第17条に定める研修会に参加させる等、常に補助者の資質の向上に努めなければならない。
- 3 会員が、法第14条又は第14条の2の規定により業務の禁止処分又は停止処分を受けたときは、補助者にも業務に関する事務を行わせてはならない。
- 4 会員は、補助者を直接雇用し、労働関係諸法令を遵守しなければならない。ただし、会員と生計を一にする配偶者その他の親族で労働者に該当しない者を除くものとする。
- 5 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせたことにより依頼者又は第三者に損害を与えたときは、正当な事由がない限り、当然にその責任を負わなければならない。

(補助者事務の対価)

第6条 補助者事務の対価は、補助者を設置した会員が支払わなければならない。

(補助者の設置手続)

第7条 会員は、補助者を置いたときは、2週間以内に、次の各号に定める書類を添付して補助者設置届（様式第1号）を本会に提出しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 誓約書（様式第2号）
- 三 住民票の写し（個人番号除く）
- 四 写真2枚
- 五 雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- 六 在留カード又は特別永住者証明書の写し

(日本国籍を有しない者の場合)

七 その他本会が必要と認める書類

2 会員は、補助者を置いたときは、補助者名簿を備えこれに補助者の住所及び氏名を記載し、次に掲げる書類と共に保存しておかなければならない。補助者を廃止し又は補助者がその身分を喪失した場合にあっても、当該事由発生の日から5年間は、同様とする。

一 履歴書

二 住民票の写し(個人番号除く)

三 雇用契約書又は労働条件通知書の写し

四 在留カード又は特別永住者証明書の写し

(日本国籍を有しない者の場合)

(不適格事由に該当しないことの確認)

第8条 本会は、前条第1項の届出があったときにおいて、第4条に定める不適格事由に該当しないことを確認するものとする。

2 本会は、前項の確認のために必要があるときは、申請取次業務適正化委員会その他会則第57条に定める業務組織及び外部の機関に意見を求めるものとする。

(補助者証及び補助者証の有効期間)

第9条 本会は、前条の確認後、会員に補助者証(様式第3号又は第3号の2)を交付する。

2 補助者設置後最初の補助者証の有効期間は、令和6年4月1日から、毎3年間を経た3月31日までとする。

3 期間の定めのある雇用契約を締結した者又は日本国籍を有しない者の補助者証の有効期間は、契約の終期又は在留期間の終期が前項の有効期間より先に到来するときは、当該終期までとする。

4 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせようとするときは、常に補助者証を携帯させなければならない。

(補助者章)

第9条の2 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせようとするときは、常に補助者章を着用させなければならない

(補助者証の更新)

第10条 会員は、補助者証有効期間満了日の3か月前から有効期間満了日まで、補助者証の更新を行うことができる。

2 補助者証の更新は、補助者証更新(変更)届(様式第4号)に次の書類を添付して、本会に提出しなければならない。

一 誓約書(様式第2号)

二 住民票の写し(個人番号除く)

三 写真2枚

四 雇用契約書又は労働条件通知書の写し

五 在留カード又は特別永住者証明書の写し

(日本国籍を有しない者の場合)

六 その他本会が必要と認める書類

3 本会は、前項の届出があったときは、第4条に定める不適格事由に該当しないことを確認した後、会員に新たな補助者証を交付する。

4 会員は、更新された補助者証の交付を受けた場合には、速やかに従前の補助者証を返納しなければならない。

(補助者証の記載事項の変更)

第11条 会員は、補助者証の記載事項に変更があったときは、2週間以内に、補助者証更新(変更)届(様式第4号)に次の書類を添付して、本会に提出しなければならない。

一 写真2枚

二 変更の事実を証する書面

三 その他本会が必要と認める書類

2 本会は、前項の届出があったときは、記載内容を変更した新たな補助者証を会員に交付する。

3 会員は、変更された補助者証の交付を受けた場合には、速やかに従前の補助者証を本会に返納しなければならない。

(補助者証の再交付)

第12条 会員は、補助者が補助者証を紛失し、又は毀損したとき等は、遅滞なく、補助者証再交付申請書(様式第5号)に次の書類を添付して、本会に提出しなければならない。

一 毀損の場合にあつては、当該補助者証

二 写真2枚(3cm×2.5cm)

三 その他本会が必要と認める書類

2 本会は、前項の申請があったときは、補助者証を会員に再交付する。

3 会員は、紛失等を理由として補助者証の再交付を受けたのち、従前の補助者証を発見した場合には、速やかに本会に返納しなければならない。

(補助者の廃止)

第13条 会員は、補助者を廃止したときは、補助者証を添えて、遅滞なく、補助者廃止届(様式第6号)を本会に提出しなければならない。

(報告又は資料の提出等)

第14条 本会は、会員が設置した補助者に関し必要があるときは、当該会員に対し、期限を定めて報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項に定める報告又は資料の確認のため必要があるときは、第8条第2項の規定を準用する。

(補助者の身分の喪失)

第15条 会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助者はその身分を失う。

一 法第6条の5第1項により登録取消の処分を受けたとき。

二 法第7条第1項又は第2項により登録抹消の処分を受けたとき。

三 法第13条の19第1項に該当するに至ったとき。

(補助者証の返納)

第16条 本会は、会員の設置した補助者について、第4条各号に定める不適合事由に該当するおそれがあると認める場合において、当該会員に弁明の機会を付与したにも拘わらず、当該会員がそのおそれがないことを証明できなかったときは、当該会員に対し補助者証の返納を求めることができる。

2 会員は、設置した補助者とその身分を喪失した場合には、速やかに補助者証を本会に返納しなければならない。

(補助者証の返還)

第17条 会員は、次の各号のいずれかに該当した場合には、遅滞なく、補助者証を本会に返還しなければならない。

一 本会会則第14条又は第14条の2により本会を退会したとき

二 法第14条第二号又は第14条の2第二号の処分を受けたとき

三 本会会則第23条第1項第二号及び第三号並びに第23条の2第1項第二号及び第三号に基づく処分を受けたとき

(補助者証の交付の留保)

第18条 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合、補助者証の交付を留保することができる。

一 会員が日本行政書士会連合会倫理研修規則第2条第一号に規定する一般倫理研修の受講義務を果たしていないとき

二 会員が本会会則第17条に定める会費を滞納しているとき

(補助者の研修)

第19条 本会は、会員の第5条第2項に定める責務の履行に資するため、実費を徴収して、補助者に対する研修会を開催することができる。

(不利益処分)

第20条 本会は、会員がこの規則に違背する行為を行ったときは、当該会員に対して、本会会則第22条の2に定める会員の処分を行うことができる。

(費用)

第21条 本会は、この規則に定める手続について、以下の費用を徴収する。

一 第7条第1項の届出 3,000円

二 第10条第2項の届出 3,000円

三 第11条第1項の届出 3,000円

四 第12条第1項の申請 3,000円

(保存)

第 22 条 本会は、この規則に基づいて本会に提出された書類を、提出された日から 10 年間保存しなければならない。

(細則)

第 23 条 理事会は、この規則の施行について必要があるときは、別に細則を定めることができる。

(改廃)

第 24 条 この規則を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 3 月 28 日から施行する。

(経過措置)

- 1 この規則の施行の際、現に補助者証の交付を受けている補助者については、なお従前の例による。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日までに発行された補助者証の有効期間は、昭和 61 年 4 月 1 日から、毎 2 年間を経た 3 月 31 日までとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 9 月 27 日一部改正、同日施行する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 3 月 26 日一部改正、同日施行する。